

高齢者世帯等除雪費助成事業のお知らせ③

滝上町地域支え合い

除雪作業に協力していただける方 (新規登録者)を募集します!



この事業は、除雪をしていただく個人や団体・事業者等にご協力をいただき、地域の支え合いによる「互助」の観点から実施しております。除雪の依頼を引き受け、協力いただける方は、是非ご登録をお願いいたします。

【制度の概要は、同時に各戸配付しております「高齢者世帯等除雪費助成事業のお知らせ①」をご覧ください。】

◎ 登録者要件

- ① 個人の方は、町内に住所があり、居住する18歳以上の者
- ② 団体等の方は、町内で活動する団体(町内会、ボランティア組織)等
- ② 町内で事業所があり事業を営んでいる企業(法人)

◎ 登録に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 個人の方は、運転免許証や保険証など、身分を証明できるもの
(団体等の方は代表者について提示していただく場合があります)

※依頼主との契約内容(実施日、金額、支払方法など)は当事者間で決めていただきます。

除雪費助成事業の流れ(除雪を引き受ける方)

- ① 登録の届出
⇒社会福祉協議会または役場福祉係
※随時受付しております。
※利用者に登録情報を紹介しますので、ご了承ください。
- ② 除雪の受託
⇒依頼主(利用者)と依頼内容を確認(実施日、金額、支払方法、*受領委任払い制度利用の有無など)し、合意可能か否か判断

【契約成立の場合】

- ③ 除雪の実施
⇒料金を受け取り、利用者へ領収書を発行

◎ *受領委任払い制度をスタートします

これまで除雪助成費の支給は、依頼主がいったん費用の全額を事業者支払い、その後に助成対象費用の2分の1(2万円上限)の助成を受けるという、いわゆる「償還払い」制度を適用していました。

一方、受領委任払い制度は、依頼主の支払いを、初めから助成対象費用から助成額分を除いた額で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。助成額分については、利用者からの委任に基づき、滝上町社会福祉協議会(滝上町)から受領委任払い取扱事業者に直接支払います。なお、償還払いについては、これまでどおり利用できます。

事業の詳しい流れは「高齢者世帯等除雪費助成事業のお知らせ①裏面」をご覧ください。

◎除雪作業に協力していただける方は、事前の登録が必要となります。

裏面の登録届を社会福祉協議会または役場福祉係へ提出してください。

※随時受け付けております。

【登録及び問い合わせ先】

- ・滝上町社会福祉協議会(事業委託先)
電話 29-3390
- ・滝上町役場保健福祉課福祉係
電話 29-2111(内線238)

裏面もあります

様式第1号（第5条関係）

滝上町地域支え合い高齢者世帯等除雪費助成事業
除雪業者等登録届

年 月 日

滝上町長 様

滝上町地域支え合い高齢者世帯等除雪費助成事業第5条第1項に基づき、以下のとおり届け出します。

なお、本届出内容に関し、助成対象世帯へ紹介することについて承諾します。

- (1) 該当する欄に☑を付け、名前等を記載してください。
- (2) 除雪方法は、できるだけ詳しく記入してください。
 - ① 重機（大型タイヤショベル、小型タイヤショベルごとの台数を記入）
 - ② 除雪機械（手押しタイプ）
 - ③ 手作業（スコップ、ママさんダンプ等）

ふりがな

法人名・代表者名 _____ 印

ふりがな

団体名・代表者名 _____ 印

ふりがな

個人名 _____ 印

住所 _____

電話番号 _____

除雪方法 _____

除雪可能世帯数 _____ 世帯分（1日あたり）

受領委任払い対応について 可 ・ 否